佐久総合病院　佐久医療センター

概要　名称　長野県厚生農業協同組合連合会
佐久総合病院　佐久医療センター
所在地　長野県佐久市中込3400番地28（〒385-0051）
電話　0267-62-8181
開設日　2014 年 3 月 1 日
開設者　長野県厚生農業協同組合連合会　代表理事理事長　洞 和彦
管理者　院長　宮田 佳典
許可病床数　450 床
病床内訳

病床区分	病床数	病棟名/病床数
一般病床 （急性期病院Ａ一般入院料）	396床	（3階東 48床）（3階南 48床）（3階西 48床） （2階東 40床）（2階南 48床）（2階西 48床） （2階中 20床）（1階南 48床）（1階西 48床）
一般病床 （特定入院料）	72床	救命救急入院料1 （救命病棟 15床） ハイケアユニット1 （HCU 16床） 特定集中治療室4 （ICU 5床） 新生児特定集中治療室（ NICU 6床）　2階東に併設 ~~新生児治療回復室 （GCU 12床）　2階東に併設~~（休床中） 小児入院医療管理料3 （2階東 15床）（3階西 15床）〔再掲〕
感染症病床	4床	3階東に併設

2026年10月1日　更新

諸指定

〔医療機能等の指定〕
救命救急センター
救急告示病院
長野県災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）指定病院
地域災害拠点病院
地域がん診療連携拠点病院
地域周産期母子医療センター
地域医療支援病院
臨床研修指定病院（基幹型）
第二種感染症指定医療機関
地域医療人材拠点病院
がんゲノム医療連携病院
肝疾患に関する専門医療機関
紹介受診重点医療機関

〔保険･公費等の指定〕
保険医療機関
結核指定医療機関
生活保護法指定医療機関
中国残留邦人等支援法指定医療機関
戦傷病者特別援護法指定医療機関
指定自立支援医療機関 （育成医療・更正医療・精神通院医療）
原子爆弾被爆者援護法指定医療機関
母子保健法指定養育医療機関
労災保険指定医療機関
難病法指定医療機関
小児慢性特定疾病治療研究事業指定医療機関
肝がん･重度肝硬変研究促進事業指定医療機関

〔その他の指定･認定等〕
日本医療機能評価機構認定施設（一般病院 2機能種別評価項目3rdG：Ver.1.1）
信州ドクターヘリ基地病院
ＤＰＣ対象病院
消費者庁および国民生活センターネットワーク事業参画医療機関
外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関

標榜診療科

内科　呼吸器内科　循環器内科　消化器内科　内視鏡内科　血液内科　腎臓内科
糖尿病･内分泌内科　リウマチ･膠原病内科　腫瘍内科　感染症内科　緩和ケア内科
脳神経内科　心療内科　移植内科　外科　呼吸器外科　心臓血管外科　消化器外科
乳腺外科　小児外科　肛門外科　整形外科　脳神経外科　形成外科　移植外科
歯科口腔外科　精神科　小児科　皮膚科　泌尿器科　産科　婦人科　眼科　耳鼻咽喉科
アレルギー科　リハビリテーション科　放射線診断科　放射線治療科　麻酔科　救急科
病理診断科　臨床検査科

診療時間　月～金曜日　午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00分
休診日　日曜日、祝日、土曜日、年末年始（12/30～1/3）
面会時間　午後 2 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分
※患者さんの病状や希望、地域の感染症の蔓延状況等により面会を制限する場合があります。
保険資格の確認
マイナ保険証により受診の都度確認いたします。マイナ保険証をお持ちでない方、福祉医療等の対象者は各窓口職員にお伝え下さい。

ＪＡ長野厚生連理念
ＪＡ長野厚生連は、ＪＡ綱領のもとに医療活動を通じ、組合員・地域住民のいのちと生きがいのあるくらしを守り、健康で豊かな地域づくりに貢献します。

佐久病院理念
佐久病院は「農民とともに」の精神で、医療および文化活動をつうじ住民のいのちと環境を守り、生きがいのある暮らしが実現できるような地域づくりと、国際保健医療への貢献を目ざします。

2004年12月　策定

患者さんの権利と責任
1 ・適切な治療を受ける権利
2 ・人格を尊重される権利
3 ・プライバシーを保証される権利
4 ・医療上の情報の説明を受ける権利
5 ・関係法規や病院の諸規則を知る権利　など

これらの人間としての倫理原則をお互いに大切にしなければならない。しかし、患者さんも、病院から指示された療養については、専心これを守ることを心がけなければならない。医師と協力して療養の効果をあげることこそが大切なのである。

1983年1月　制定

6 ・安全な医療を受ける権利
7 ・自己決定の権利
8 ・苦情を申し立てる権利
9 ・セカンドオピニオンを求める権利

2004年12月　追記

こどもの権利

私たちは、あなたの命が守られ、元気に成長できるように、ご家族や地域の方々とともに力を合わせていきます。

1 ・あなたは一人の人として大切にされます。
2 ・あなたにとって、もっともよい診療を受けることができます。
3 ・病気や治療について、わかりやすく説明を受けることができます。
4 ・わからないことや心配なことを病院の人に聞いたり、あなたの意見や気持ちを話すことができます。
5 ・他の人に知られたくないことは守られます。
6 ・遊びや学びの機会は大切にされます。

2022年3月　策定

佐久総合病院の行動目標

1 ・第一線医療の充実と高度専門医療の向上をはかり、地域完結型医療体制の確立を目指します。
2 ・農業と地域社会の問題を直視し、メディコ・ポリス構想の精神を継承して、地域の内発的発展に協働します。
3 ・研究と教育は病院の重要な役割であることを自覚し、佐久病院らしい医師教育、職員教育および研究活動の充実をはかります。
4 ・プライマリ・ヘルス・ケアを包含する農村医学の考え方を学習し、実践するとともに、発展途上国の国際保健医療に貢献します。
5 ・患者さんを第一に考え、医療の質向上および患者安全、職員満足の向上を目的とする活動を推進します。

2019年4月1日　改訂

佐久総合病院グループにおける個人情報保護について

佐久総合病院　統括院長　　渡辺　仁

佐久総合病院グループは、常に質の高い医療・介護の実現と、患者さん及び利用者さんへのよりよいサービス提供を実現するために 、事業所毎に 、またグループ全体での連携を通じて、日々業務にあたっています。安心して医療・介護サービスを受けていただくために、個人情報の扱いは「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、積極的に個人情報の保護に取り組みます。

佐久総合病院グループ【各事業所の個人情報保護責任者】

佐久総合病院	：鄭　真徳	（院長）	佐久総合病院訪問看護ステーション	：北原奈緒美	（所長）
佐久医療センター	：宮田佳典	（院長）	訪問看護ステーションやちほ	：宮川茂美	（所長）
小海分院	：由井和也	（院長）	訪問看護ステーションこうみ	：友野明美	（所長）
小海診療所	：宇戸谷翔太	（所長）	訪問看護ステーションわかば	：横川　智	（所長）
佐久総合病院老人保健施設	：高橋勝貞	（施設長）	佐久居宅介護支援事業所	：今井　靖	（管理者）
老人保健施設こうみ	：山田　繁	（施設長）	佐久総合病院ケアマネジメントセンター	：大久保美由紀	（管理者）
			指定居宅介護支援事業所こうみ	：由井亜也子	（管理者）
			宅老所　やちほの家	：小林浩美	（管理者）

個人情報保護に関する基本方針

1. 個人情報の保護に関する法律、指針、規範を遵守いたします。
2. 個人情報の利用目的を定め、その範囲内で扱います。
3. 個人情報は下記の場合を除き、目的外使用は行いません。
 （1）患者さん及び利用者さんの同意を得たとき
 （2）法令等で提供を求められたとき
 （3）提供元の医療機関等でも個人を識別できない状態にして情報を提供する場合
 （4）患者さん及び利用者さんの健康と生命、財産を守る上で、必要と判断されるとき
4. 個人情報を適切に扱う体制を構築し、不正な個人情報収集、改ざん、漏洩等が起こらないように努めます。

個人情報の取り扱いについて

患者さん及び利用者さんに適切な医療・介護サービスを提供するために、佐久総合病院グループ内で統一の電子カルテ、地域医療連携ネットワーク（ID-Link）及び介護事業者支援システムを用いて診療情報を取得、共有し、佐久総合病院グループとしてお互いに協力しながら診療・介護サービスの提供を行います。

1. 利用目的について

下記の利用目的に同意しがたい項目のある方は、問い合わせ窓口にお申し出ください。関係部署と検討の上、適切に対応いたします。申し出のない場合には、同意いただいたものとして個人情報を扱います。ご同意いただけない場合は、適切な医療・介護サービスが提供できない場合があることをご了承ください。

医療の提供に必要な利用目的

（1）適切な医療・介護・健診サービスの提供のため
（2）適切な医療サービスの提供のため医療機関との情報のやりとり
・他の医療機関への紹介　　・患者さんの診療にあたり、外部の専門的な医師等の意見や助言を求めること
・紹介元の医療機関への報告
・患者さんが現在または過去に医療行為を受けられている他の医療機関等からの照会への回答
・他の医療機関、診療所、訪問看護ステーション、介護サービス事業者及び地域包括支援センター等との連携
・ご家族等への病状説明
・事業者または保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果を当該事業者または保険者に対して提供すること
・一部の検体検査業務の委託及びその他の業務委託　　・労働者災害補償保険及び自賠責保険の手続き等
・一般保険会社からの手続き
（3）診療費・介護費請求のため
・グループ内の事業所での医療保険、介護保険、労働者災害補償保険及び公費負担医療に関する事務
・審査支払機関へのレセプトの提出と審査支払機関及び保険者からの照会への回答
・審査支払機関及び保険者への照会　　・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
・その他、医療保険、介護保険、労働者災害補償保険及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用
上記以外の利用目的
（4）適切な事業所運営管理のため

・入退院等の施設内管理　　・会計・経理
・医療事故等の報告
・医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体及び保険会社等への相談または届出等
・防犯のためのカメラによる録画画像

（5）医療・介護の向上への寄与のためのグループ内における研修・研究活動
・医師、薬剤師、看護師及びその他の医療・介護従事者の教育や臨床研修
・学生（医学生、薬学生及び看護学生等）の実習指導
・医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
・医療・介護の質の向上を目的としたグループ内での症例報告

（6）法令・行政上の対応のため
・がん登録のような公益性を有する疫学調査の実施
・医療行政にかかわる統計、調査及びサーベイランス事業
・保健所等公益機関に対する保健医療及び公衆衛生上の報告
・医療監視、医療指導監査、実地指導及び調査への対応
・警察、裁判所、役所及び消防からの問い合わせ

（7）外部審査機関への対応のため

（8）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要と判断されるとき

（9）病院情報誌、ホームページ等への写真掲載

（10）グループ内におけるボランティア活動

2．個人情報の第三者提供について

患者さんの個人情報は、同意をいただくことなく外部の第三者に提供いたしません。ただし、次にあげる利用目的につきましては、特に患者さんからお申し出がない限り、外部の第三者にお知らせすることがあります。ただし、同一グループ内であっても患者さん及び利用者さんが医療・介護を受けていない事業所から、外部の第三者へ個人情報を提供することはありません。

（1）適切な医療サービスの提供のため外部との情報共有
・医療の提供のため、他の医療機関等と連携を図ること
・患者さんの診療にあたり、外部の専門的な医師等の意見や助言を求めること
・他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
・ご家族等への病状説明
・事業者または保険者が行う健康診断等を受託した場合、その結果を当該事業者または保険者に対して提供すること
・審査支払機関へのレセプトの提出と審査支払機関及び保険者からの照会への回答
・審査支払機関及び保険者への照会

（2）法令上、医療機関・介護サービス事業者からの報告が義務付けられている事項

（3）患者さん及び利用者さんの健康と生命、財産を守る上で、必要と判断されるとき

（4）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要と判断されるとき

（5）法令に基づき個人情報の提供要請があり、必要と判断されるとき

（6）外部委託のため必要と判断されるとき

医療・介護サービスを提供するにあたり、業務の一部を外部委託しています。委託先とは、個人情報の保護に関する契約を結び、管理・監督に努めています。主な委託業務の内容は次のとおりです。

・検査業務　・診療費請求業務　・警備業務　・清掃、施設維持管理業務　・廃棄物処理業務
・リネン業務　・債権回収業務　・経営および診療のためのデータ分析業務　・送迎業務

3．個人情報の開示について

正当な請求権を有する者から診療情報等について開示を求められた場合には、遅滞なく適正な請求権の存否を確認し、手順に従って対応いたします。なお、開示に際しましては手数料がかかります。開示に関してのお問い合わせ、ご請求は以下の窓口へご連絡ください。

佐久総合病院	：医療安全管理室	0267-82-3131	佐久総合病院訪問看護ステーション	：管理者	0267-82-8210
佐久医療センター	：医療安全管理室	0267-62-8181	訪問看護ステーションやちほ	：管理者	0267-88-4848
小海分院	：事務課長	0267-92-2077	訪問看護ステーションこうみ	：管理者	0267-91-2110
小海診療所	：事務	0267-92-2163	訪問看護ステーションわかば	：管理者	0267-78-7101
佐久総合病院老人保健施設	：事務課長	0267-82-7100	佐久居宅介護支援事業所	：管理者	0267-81-1210
老人保健施設こうみ	：事務課長	0267-92-5500	佐久総合病院ケアマネジメントセンター	：管理者	0267-62-8654
			指定居宅介護支援事業所こうみ	：管理者	0267-92-2760
			宅老所　やちほの家	：管理者	0267-88-2317

4．安全管理措置に関する事項

佐久総合病院グループで講じている安全管理の主な内容は以下の通りです。

（1）個人情報保護に関する基本方針・規定の整備
個人データの適正な取り扱い確保のため「個人情報保護方針」を策定しています。

（2）個人データの適正な取扱いに係る規律の整備
取得、利用、保存、削除、廃棄等の段階ごとに、取扱い方法、責任者・担当者及ぶその任務等について「個人情報取扱規定」を策定しています。

（3）組織的安全管理措置
個人データの取り扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化しています。また、個人情報保護委員会を置き、内部統制を図っています。

（4）人的安全管理措置
職員その他関係者に対して、教育・研修を行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持するための措置を講じています。

（5）物理的安全管理措置
個人データを取り扱う区域の管理、個人データ盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えいの防止、個人データ削除及び機器、電子媒体の廃棄等の措置を行います。

（6）技術的安全管理措置
個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する措置を行います。

5．患者さんの病態、入院の有無及び利用者さんの介護サービス利用の有無に関するお問い合わせ

佐久総合病院グループでは、原則として、患者さんの病態、入院の有無及び利用者さんの介護サービス利用の有無についてのお問い合わせに対して、ご本人・ご家族以外にはお伝えしておりません。

６．苦情の窓口
個人情報に関する苦情のお申し出は以下の窓口へご連絡ください。
佐久総合病院本院　：総務課　0267－82－3131（代表）
佐久総合病院佐久医療センター　：総務課　0267－62－8181（代表）
その他施設は、開示請求先と同じとします。
７．問い合わせ窓口
個人情報のお問合せは、以下の窓口へご連絡ください。
個人情報の内容が事実でない等の理由で訂正・追加または削除をご請求する場合、調査し適切に対応いたします。
問い合わせ窓口：佐久総合病院本院　総務課　電話：0267-82-3131（代表）

2024 年6 月1 日　改訂

院内感染対策に関する基本方針

佐久医療センター　院長　宮田　佳典

当院の院内感染対策は、全ての患者さんが感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対応しています。また、病院内外の感染症情報を収集し、院内感染の危険及び発生時は、迅速な対応に努めています。院内感染対策活動の必要性・重要性を全職員（派遣・委託職員を含む）に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行っています。

・院内感染対策に関する取り組み事項

（1）院内感染対策の組織に関する事項
当院は、感染対策に関する問題点を把握し改善対策に努めています。
・院内感染対策委員会　：月1回以上の会議開催　・感染制御チーム：週1回のラウンド
・抗菌薬適正使用チーム ： 週1回のカンファレンス
患者さんやご家族からの感染に関する問い合わせ、相談については、感染防止策に係わる研修を受けた専従の認定看護師等が対応いたします。

（2）院内感染対策に関する職員研修についての事項
全職員を対象とした感染対策に関する研修会は年2回以上開催しています。また、各部署に感染対策マニュアルを整備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

（3）感染症発生状況に関する事項
感染制御チームは、院内感染上問題となる細菌の発生状況を把握し、各部署へ注意喚起をしています。

（4）院内感染発生時の対応に関する事項
院内感染発症が疑われる事例が発生した場合、感染制御チームは速やかに現状の確認と感染対策を行い、感染源や感染経路を究明し感染拡大を防止します。状況は随時、保健福祉事務所などに届出や連絡を行います。また、感染症によっては個室で管理させていただく場合があります。

（5）患者さんへの情報提供
感染症の流行時は、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについご理解とご協力をお願いします。

（6）地域支援に関する事項
地域支援ネットワーク及び感染防止対策加算に係わるほかの医療機関との連携をしています。

佐久総合病院グループの輸血療法に関する基本方針

佐久総合病院　統括院長　渡辺　仁

1. 宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。しかしながら、生命を救うために輸血が必要である場合、その必要性と輸血を行わない場合の危険性等を充分ご説明いたします。
2. 当院は、「いかなる場合でも輸血しない」という「絶対的無輸血」には、原則同意いたしません。
3. 当院では、宗教上の理由等により輸血を拒否される患者さんより「輸血謝絶と免責に関する証書」を提出していただきます。
4. あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意をいただけない場合、当院での治療は困難です。その場合、他医療機関への紹介に努めます。
5. 大出血による救急搬送時、未成年者（15歳未満）の場合、または意識障害などで本人の意思を明記した「携帯カード」を確認できない場合、救命のため医学的に輸血が必要であると複数の医師によって判断されたときは、医師の良心に基づき輸血を行います。

反社会的勢力に対する基本方針

長野県厚生農業協同組合連合会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、以下のとおり、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨むため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 組織としての対応 ： 反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体で対応します。
2. 外部専門機関との連携 ： 反社会的勢力による不当要求があった場合には、警察・暴力追放県民センター・弁護士等の、外部機関と意思疎通を図り緊密な連携関係のうえ対応します。
3. 取引を含めた関係遮断 ： 反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
4. 有事における民事と刑事の法的対応 ： 反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。
5. 裏取引や資金提供の禁止 ： 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

禁煙宣言

当院は敷地内全面禁煙となっています。

- **健康増進法**
国民の健康増進の総合的な推進に関して基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善・健康の増進を図るための措置を講じることにより、国民保健の向上を図ることを目的として公布されました。（平成14 年8 月公布）
- **「受動」喫煙の防止**
上記の第25条には、「何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、喫煙禁止場所で喫煙をしてはならない。」と明示されて います。 ここで言われている特定施設には、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として病院も定められています。
- **地域がん診療連携拠点病院**
平成26 年3 月1 日付けで当院は地域がん診療連携拠点病院に指定されました。
当該施設の認定基準として敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むことが求められています。

当院が行っているサービス（記載料金は全て消費税率10%の税込料金です。）

Ⅰ.当院は急性期入院医療における診断群分類別包括評価（DPC）による支払対象病院です。
医療機関別係数 1.6368
【内訳】
基礎係数　1.0769
機能評価係数Ⅰ　0.4355
機能評価係数Ⅱ　0.0996
救急補正係数　0.0248

Ⅱ.病棟でのサービス
1.入院療養環境　※費用は別途一覧
① 入院中の医学管理　② 重症患者等特別療養環境室（個室 25 床）　③ 特別の療養環境病床（個室　118床　/２床室　16床　）
2.看護体制
① 一般病棟については、7人の患者さんに対し１人以上の看護職員が勤務しています。時間帯ごとの配置については、それぞれの病棟内に掲示してあります。※ 患者負担による付き添い看護は行っていません。
3.看護職員による勤務
① 日勤 : 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00 分　② 夜勤 : 午後 4 時 45 分 ～ 午前 8 時 45 分
4.入院時食事療養費
①当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届けを行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。（配膳時間　朝食 : 午前 8 時　昼食 : 午後 0 時　夕食 : 午後 6 時 以降）
②入院時食事療養費の標準負担額について（住民税課税世帯）※住民税非課税世帯の方は受付窓口等にお問い合わせください
・入院時食事療養費 : 730 円（1食）　・特別食加算 : 76 円（1食）
5.医療費の明細書について
当院では、会計の都度領収書を発行しておりますが、領収書とは別に 詳細な医療費の内容のわかる明細書を発行しています。発行不要の方は窓口にお申し出ください。

Ⅲ.当院が指定を受けている公費負担医療制度について
労働災害　戦傷病者　原爆医療　感染症法　生活保護　特定疾患　小児慢性　自立支援(更生・育成・精神通院)
※対象疾患については受付窓口までお問い合わせください。

Ⅳ.相談体制について
当院では、専門的な知識を持った職員により、患者さん及び、ご家族等が安心して医療を受けられるよう、様々なご相談やご要望にお応えする体制を整え、ご相談やご要望の内容により適切な部署や職種と連携とりながら解決に努めます。
・患者相談支援窓口　… 診療や医療費、食事等の不安　職員の接遇、施設や設備に関するご要望など
・がん相談支援センター … がんに関する治療や情報、精神的な不安、療養生活や就労支援などのご相談など
・医療安全管理室　… 医療安全対策に係る相談及び、支援など(専従の医療安全管理者が対応します)

Ⅴ.栄養サポートチームについて
・当院は、栄養障害の状態または、栄養管理をしなければ栄養障害になることが予想される患者さんに対し、生活の質の向上、原疾患の治癒促進および感染症等の合併症を予防等を目的として栄養管理に係る専門的知識を持った医師・看護師・薬剤師・管理栄養士等から構成される「栄養サポートチーム」による診療を提供いたします。

Ⅵ.緩和ケアチームについて
・当院は、がん診療連携拠点病院としてがんに対する治療を積極的に行っています。がん等の治療に伴い生じることがある身体的な苦痛や精神的な症状等を軽減し、その人らしい生活を送ることができるように専門的知識をもった医師・看護師・薬剤師等から構成される「緩和ケアチーム」により、主治医等と連携してがん治療をサポートする「緩和ケア」の提供をいたします。

Ⅶ.後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用推進について
・当院では、後発医薬品の採用にあたっては、薬剤部門において品質・安全性および、安定供給等の情報の収集・評価を行い、院内の薬事委員会にて条件を満たした有効かつ安全な後発医薬品を採用し、入院・外来を問わず積極的に後発医薬品使用の推進に取り組んでいます。

Ⅷ.実費をご負担いただくもの
次の事項については、保険診療の患者負担とは別に実費のお支払いをお願いします。
1.初診、再診時の選定療養費(自己の選択による受診の場合)
・紹介なしに当院を初診した場合　7,700 円
・救急受診時でも事前の電話相談なく来院され、受診の結果軽症と判断された場合は上記選定療養費を徴収致します。
・当院から他の医療機関に紹介を行ったにもかかわらず、引き続き当院での診療を希望された場合 3,300円
2.床頭台使用料　660円/1日あたり（1泊2日の入院の場合2日分の計算となります）
床頭台にTV、冷蔵庫、セーフティボックス（鍵付き金庫）の一式がセットとなった料金です。
なお、下記の個室（2床室を除く）を利用の方は床頭台利用料はかかりません。
3.ご希望により特別療養環境病床に入室した場合　※診療上の都合で入室された場合は料金の徴収はいたしません。
※助産に係る入院で個室を使用した場合は非課税です。

区分	1日の費用	病棟	病室
S個室（2床）	12,100円	2 階西	2311
		3 階西	3309
A個室（18床）	7,700円	1 階南	1211
		1 階西	1325
		2 階東	2102 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2114 2115
		2 階南	2211
		3 階東	3119 3120 3121 3122
		3 階南	3211
B個室（98床）	5,830円	1 階南	1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1212 1218 1219 1220 1221 1222 1223
		1 階西	1319 1320 1321 1322 1323 1324 1326
		2 階東	2101 2103
		2 階南	2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2212 2218 2219 2220 2221 2222 2223
		2 階西	2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2318 2319 2320 2321 2322
		2 階中	2401 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410
		3 階東	3104 3105 3106 3107 3108 3117 3118
		3 階南	3202 3203 3204 3205 3206 3207 3208 3209 3210 3212 3218 3219 3220 3221 3222 3223
		3 階西	3303 3304 3305 3306 3307 3308 3316 3317 3318 3319 3320
		1 階西	1301 1302 1303 1304

2床室 (16床)	550円	2 階西	2317
		3 階東	3115　3116
		3 階西	3315

4.産婦人科関係

1) 分娩料（※産科医療保障制度登録料は含まない）
- 時間内 … 単胎 194,600 円　双胎 337,600 円
- 時間外 … 単胎 215,500 円　双胎 369,500 円
- 深　夜 … 単胎 225,400 円　双胎 390,400 円
- 休　日 … 単胎 225,400 円　双胎 390,400 円

2) 妊婦検診料 2,750 円
3) 妊婦反応検査料(HCG定性) 2,390 円
4) 乳児検診 6,040 円
5) ノンストレステスト(NST) 2,100 円
6) 超音波(腹部)及び(経膣) 3,800 円
7) お産セット 11,000 円
8) 悪露交換 1,000 円
9) 乳房マッサージ(5回目以降) 2,240 円
10) 先天代謝異常検査(新生児ﾏｽ･ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ) 3,300 円
11) 新生児保育料(1日) 8,000 円
12) 産後健診(2週間・1ヵ月) 5,000 円
13) 人工妊娠中絶術(3ヶ月未満) 174,970 円
14) 人工妊娠中絶術(3ヶ月以降) 357,500 円
15) IUD(子宮内避妊用具)挿入 38,500 円
16) IUD(子宮内避妊用具)抜去 8,800 円
17) 助産師保健指導料 2,200 円
18) 授乳指導料 3,300 円

5.予防接種

1) 四価髄膜炎菌髄膜炎ワクチン(メナクトラ筋注) 27,100 円
2) Ａ型肝炎ワクチン(エイムゲン) 8,800 円
3) Ｂ型肝炎ワクチン(ヘプタバックスⅡ) 6,300 円
4) 〃 (ビームゲン) 5,900 円
5) 子宮頚がんワクチン[初回](ｻｰﾊﾞﾘｯｸｽ､ｶﾞｰﾀﾞｼﾙ) 16,300 円
6) 〃 [2･3回目](〃) 16,300 円
7) 肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)〔成人〕 9,900 円
8) 〃 (プレベナー)〔小児〕旧13,200 円、新13,750円
9) 流行性耳下腺炎(おたふく/ムンプス)ワクチン 7,260 円
10) 四種混合ワクチン(テトラビック) 13,000 円
※ジフテリア･百日咳･破傷風･ポリオの混合
11) ＭＲワクチン(ミールビック)※麻疹･風疹の混合 11,300 円
12) 水痘ワクチン 8,800 円
13) 狂犬病ワクチン(組織培養不活化狂犬病ワクチン) 13,700 円
14) 破傷風ワクチン(沈降破傷風トキソイド) 4,400 円
15) 不活化ポリオワクチン(イモバックスポリオ) 11,500 円
16) 日本脳炎ワクチン(ジェービックＶ) 8,200 円
17) ロタウイルスワクチン(ロタリックス内用液) 16,100 円
18) 結核ワクチン(乾燥BCG) 11,990 円
19) インフルエンザ 4,730 円
20) 細菌性髄膜炎(Hib)ワクチン(アクトヒブ) 9,300 円

6.文書料

1) 年間医療費証明書(確定申告用) 1,100 円
2) 福祉医療等点数証明書(1枚につき) 110 円
3) 通院証明書(日にちのみ記入) 110 円
4) 診断書・証明書(病院様式) 3,600 円
5) 診断書(年金用) 8,000 円
6) 診断書(身体障害者手帳交付用) 6,600 円
7) 診断書(精神障害者保健福祉手帳用) 5,500 円
8) 診断書(特別児童扶養手当用) 5,500 円
9) 診断書(自賠責用) 9,350 円
10) 入院証明書(生命保険用) 6,600 円
11) 死亡診断書(死体検案書) 11,000 円
12) 死亡診断書(写) 2,200 円
13) 死亡診断書(生命保険用) 6,600 円
14) 指定難病臨床個人調査票(新規･更新) 5,500 円
15) 小児慢性特定疾患医療意見書(新規･更新) 5,500 円
16) ウイルス肝炎医療費受給者証申請用診断書 3,450 円
17) 自立支援医療意見書(育成･厚生･精神通院) 5,500 円
18) 後遺障害診断書 6,600 円
19) 交通災害共済診断書(県･地区) 2,200 円
20) 出産手当金支給申請書 2,200 円
21) 出産育児一時金支給申請書 2,200 円
22) 就労証明書 2,200 円
23) 鉄砲刀剣類関係診断書 3,300 円
24) おむつ利用証明書 1,650 円
25) 健康診断書 3,300 円
26) 入院期間･手術･放射線照射診療報酬点数確認書 1,100 円

7.その他

1) 付添寝具(1日) 330 円
2) おむつ代(小児のみ) (1枚) 30 円 ～ 132 円
3) 往診・訪問診療の車代 275 円 ～ 3,300 円
4) セカンドオピニオン外来(30分未満) 11,000 円
(延長30分まで追加料金 11,000 円)
5) 間歇スキャン式持続血糖測定器 7,700 円

※病衣、タオル、おむつ(成人用)等をレンタルされる場合は、病院の委託業者との契約となります。

入院基本料に関する事項

病棟名	算定する入院料	1日の勤務数	各時間帯での看護職員1人当たりの受け持ち患者数	
			8：30～17：00	16：45～8：30
3東病棟	急性期病院Ａ一般入院料 ※2東病棟は 小児入院医療管理料3、 新生児特定集中治療室管理料2、 を含む	1日に21人以上の看護職員が勤務しております。	7人	14人
3南病棟		1日に21人以上の看護職員が勤務しております。	7人	14人
3西病棟		1日に21人以上の看護職員が勤務しております。	7人	14人
2東病棟		1日に17人以上の看護職員が勤務しております。	6人	12人
2南病棟		1日に21人以上の看護職員が勤務しております。	7人	14人
2西病棟		1日に21人以上の看護職員が勤務しております。	7人	14人
2中病棟		1日に9人以上の看護職員が勤務しております。	3人	6人
1南病棟		1日に21人以上の看護職員が勤務しております。	7人	14人
1西病棟		1日に21人以上の看護職員が勤務しております。	7人	14人
ICU	特定集中治療室管理料2	常時、入院患者さん2人に対して1人の看護職員がいます。		
HCU	ハイケアユニット入院医療管理料1	常時、入院患者さん4人に対して1人の看護職員がいます。		
救命救急病棟	救命救急入院料2	常時、入院患者さん4人に対して1人の看護職員がいます。		
NICU	新生児特定集中治療室管理料2	常時、入院患者さん3人に対して1人の看護職員がいます。		

Ⅸ.健康保険法による費用算定

当院は「健康保険法の規定による費用の算定方法」に基づき、次の事項について届出し算定しています。

基本診療料

情報通信機器を用いた診療に係る基準
電子的診療情報連携体制整備加算
電子的歯科診療情報連携体制整備加算
地域歯科診療支援病院歯科初診料
歯科外来診療医療安全対策加算２
歯科外来診療感染対策加算３
一般病棟入院基本料
急性期総合体制加算３
感染対策向上加算１
患者サポート体制充実加算
重症患者初期支援充実加算
褥瘡ハイリスク患者ケア加算
ハイリスク妊娠管理加算
ハイリスク分娩管理加算
呼吸ケアチーム加算
術後疼痛管理チーム加算

救急医療管理加算
超急性期脳卒中加算
診療録管理体制加算１
医師事務作業補助体制加算１
急性期看護補助体制加算
看護職員夜間配置加算
電子的診療情報連携体制整備加算
療養環境加算
産科管理加算
重症者等療養環境特別加算
無菌治療室管理加算１
無菌治療室管理加算２
放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による場合)
緩和ケア診療加算
精神科リエゾンチーム加算
栄養サポートチーム加算
医療安全対策加算１
バイオ後続品使用体制加算
地域支援・医薬品供給対応体制加算１
病棟薬剤業務実施加算１
病棟薬剤業務実施加算３
データ提出加算
入退院支援加算
認知症ケア加算
せん妄ハイリスク患者ケア加算
精神疾患診療体制加算
排尿自立支援加算
地域医療体制確保加算２
救命救急入院料２(令和８年６月１日以降に新たに算定する場合)
特定集中治療室管理料２(令和８年６月１日以降に新たに算定する場合又は引き続き算定するとして届け出直す場合)
ハイケアユニット入院医療管理料１
新生児特定集中治療室管理料２
小児入院医療管理料３

特掲診療料

外来栄養食事指導料の注２に規定する基準
外来栄養食事指導料の注３に規定する基準
心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算
糖尿病合併症管理料
がん性疼痛緩和指導管理料
がん患者指導管理料イ
がん患者指導管理料ロ
がん患者指導管理料ハ
がん患者指導管理料ニ
外来緩和ケア管理料
移植後患者指導管理料(臓器移植後)
糖尿病透析予防指導管理料
乳腺炎重症化予防ケア・指導料
婦人科特定疾患治療管理料
腎代替療法指導管理料
二次性骨折予防継続管理料１
二次性骨折予防継続管理料３
下肢創傷処置管理料
慢性腎臓病透析予防指導管理料
地域連携小児夜間・休日診療料の注２、地域連携夜間・休日診療料の注２及び救急外来医学管理料の注７に規定する院内トリアージ実施体制加算
救急外来医学管理料１及び同注３に規定する救急外来緊急検査対応加算１
救急外来医学管理料の注５に規定する救急時医療情報取得加算
外来放射線照射診療料
外来腫瘍化学療法診療料１
連携充実加算
外来腫瘍化学療法診療料の注９に規定するがん薬物療法体制充実加算
療養・就労両立支援指導料の注３に規定する相談支援加算
心不全再入院予防継続管理料１及び２
遺伝性疾患療養指導管理料の注１から注３までに規定する施設基準
遺伝性疾患療養指導管理料の注５に規定する施設基準
開放型病院共同指導料
ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)
がん治療連携計画策定料
外来排尿自立指導料
肝炎インターフェロン治療計画料
薬剤管理指導料
地域連携診療計画加算
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
医療機器安全管理料１
医療機器安全管理料２
歯科治療時医療管理料
口腔機能実地指導
救急搬送診療料の注４に規定する重症患者搬送加算
救急患者連携搬送料
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注２
在宅自己腹膜灌流指導管理料２
癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
乳癌センチネルリンパ節生検加算１及びセンチネルリンパ節生検（併用）
乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）
乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は１肺葉を超えるものに限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は１肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
内視鏡下筋層切開術
食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
胸腔鏡下弁形成術
胸腔鏡下弁置換術
弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）
経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
経皮的僧帽弁クリップ術
不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
経皮的中隔心筋焼灼術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの、皮下植込型リードを用いるもの又は胸骨下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
大動脈内バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）
経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
内視鏡的逆流防止粘膜切除術

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注３に規定する遠隔モニタリング加算
在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
遺伝学的検査の注１に規定する施設基準
ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査
がんゲノムプロファイリング検査
先天性代謝異常症検査
抗ＨＬＡ抗体（スクリーニング検査）及び抗ＨＬＡ抗体（抗体特異性同定検査）
ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
検体検査管理加算（Ⅰ）
検体検査管理加算（Ⅳ）
国際標準検査管理加算
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
ヘッドアップティルト試験
神経学的検査
小児食物アレルギー負荷検査
経頸静脈的肝生検
前立腺針生検法（ＭＲＩ撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
経気管支凍結生検法
ポジトロン断層撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合又はＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合を除く。）
ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合又はＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合を除く。）
ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合に限る。）
ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（ＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合に限る。）
ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
抗悪性腫瘍剤処方管理加算
外来化学療法加算１
無菌製剤処理料
心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
摂食機能療法の注３に規定する摂食嚥下機能回復体制加算２
がん患者リハビリテーション料
リンパ浮腫複合的治療料
歯科口腔リハビリテーション料２
救急患者精神科継続支援料
医科点数表第２章第９部処置の通則の５に掲げる処置の休日加算１
医科点数表第２章第９部処置の通則の５に掲げる処置の時間外加算１
医科点数表第２章第９部処置の通則の５に掲げる処置の深夜加算１
人工腎臓
導入期加算２及び腎代替療法実績加算
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
腎代替療法診療体制充実加算
下肢末梢動脈疾患指導管理加算
移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
ストーマ合併症加算
口腔粘膜処置
ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭインレー
皮膚移植術（死体）
自家脂肪注入
組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。
骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非
腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
腹腔鏡下肝切除術
腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
腹腔鏡下膵中央切除術
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
生体腎移植術
膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
腹腔鏡下仙骨膣固定術
腹腔鏡下腟式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
体外式膜型人工肺管理料
医科点数表第２章第10 部手術の通則の16 に掲げる手術
医科点数表第２章第10 部手術の通則の19 に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。)
周術期栄養管理実施加算
外科医療確保特別加算
輸血管理料Ⅰ
輸血適正使用加算
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
レーザー機器加算
内視鏡手術用支援機器加算
麻酔管理料（Ⅰ）
麻酔管理料（Ⅱ）
周術期薬剤管理加算
放射線治療専任加算
外来放射線治療加算
高エネルギー放射線治療
強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）
画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ）
体外照射呼吸性移動対策加算
定位放射線治療
定位放射線治療呼吸性移動対策加算
画像誘導密封小線源治療加算
保険医療機関間の連携による病理診断
病理診断管理加算２
悪性腫瘍病理組織標本加算
国際標準病理診断管理加算
口腔病理診断管理加算２
看護職員処遇改善評価料67
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

生体（同種骨移植（特殊なものに限る。））） 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５
後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
椎間板内酵素注入療法 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 入院ベースアップ評価料145

2026年 10月 1日現在

X.手術の施設基準に関する掲示

当院は、次に掲げる手術の年間実施件数を関東信越厚生局長に届け出ています。(集計期間：2025年1月～12月)

1.区分1に分類される手術		カ.食道切除再建術	10件
ア.頭蓋内腫瘤摘出術等	40件	キ.同種腎移植術等	2件
イ.黄斑下手術等	0件	4.区分4に分類される手術	
ウ.鼓室形成手術等	27件	(胸腔鏡下及び腹腔鏡下手術)	1363件
エ.肺悪性腫瘍手術等	11件	5.その他に分類される手術	
オ.経皮的カテーテル心筋焼灼術	203件	・人工関節置換術	141件
2.区分2に分類される手術		・乳児外科施設基準対象手術	0件
ア.靱帯断裂形成手術等	6件	・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換を含む)	101件
イ.水頭症手術等	30件	・冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	253件
ウ.鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	・経皮的冠動脈形成術	232件
エ.尿道形成術等	17件	内訳) ・急性心筋梗塞に対するもの	50件
オ.角膜移植等	0件	・不安定狭心症に対するもの	33件
カ.肝切除術等	97件	・その他のもの	149件
キ.子宮付属器悪性腫瘍手術等	11件	・経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
3.区分3に分類される手術		・経皮的冠動脈ステント留置術	224件
ア.上顎骨形成術等	1件	内訳) ・急性心筋梗塞に対するもの	59件
イ.上顎骨悪性腫瘍手術等	1件	・不安定狭心症に対するもの	33件
ウ.バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	4件	・その他のもの	132件
エ.母指化手術等	0件		
オ.内反足手術等	0件		

長期収載品の選定療養について

令和6 年の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月 1 日から長期収載品を患者さん自身で希望した場合は選定療養費として自己負担が発生いたします。

【対象】

- 院外処方、院内処方(外来患者さん)
- 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- 入院中の患者さんへ処方した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合

産科の診療に係る連携体制等について

ハイリスク妊娠管理又常勤の産婦人科の医師 6名、常勤の助産師 47名（2025年の年間分娩取扱い件数 446 件）
はハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関

・信州大学医学部付属病院（松本市旭 3-1-1　℡0263-35-4600　連絡方法：担当医師による電話連絡）
・長野県立こども病院　（安曇野市豊科3100　℡0263-73-6700　連絡方法：担当医師による電話連絡）

当院の職員の負担軽減・処遇改善への取り組み

当院は、健全な職場環境を保ち、質の高い医療を提供するため、職員の負担軽減と処遇改善に資する次の事項に取り組んでいます。

組織体制

・働き方改善プロジェクトの設置　・安全衛生委員会（産業医･衛生管理者）の設置　・健康サポート室の設置

診療体制

・医師事務作業補助者による医師業務の代行　・看護補助者の配置による看護師業務の代行
・特定看護師によるチーム医療の推進　・看護師やその他メディカルスタツフによる一部医療行為の実施
・入退院支援室による入院時業務の一括対応　・多職種による検査説明や服薬管理
・予診による適切な科への振り分け　・適正な紹介､逆紹介による地域連携の促進

業務効率

・担当業務の見直しと部門間、職場間再配分　・会議､委員会の時間短縮と診療時間内実施
・面談、手術説明、退院調整の診療時間内実施　・電子カルテの多部門共同使用
・ICT（情報通信技術）の導入

勤務体制

・医師の長時間労働（連続勤務）防止と勤務間インターバル確保対策の検討･医師の複数主治医制やチーム制の促進
・短時間勤務体制、夜勤免除体制の導入　・変形労働時間制度の導入
・看護､介護職員の月8日以内夜勤の促進　・適正な人員配置と人材確保の促進
・労働時間管理の徹底

休暇取得

・有給休暇や特別有給休暇取得の促進　・連続休暇取得の促進　・育児､介護休暇取得の促進

福利厚生

・院内保育所の設置と保育体制の拡充

2021年4月1日

佐久医療センター　登録医

当院は「地域医療支援病院」として、下記の登録医を中心に地域の医療機関と緊密な医療連携体制を構築しています。

佐久医師会

安紀内科クリニック	佐久平泌尿器科クリニック	ながうら整形外科クリニック
あさまコスモスクリニック	佐久平ファミリークリニック	中澤眼科クリニック
いまいレディースクリニック	佐久平よつばクリニック	ねむの木公園クリニック
いまここ診療所	佐久中央医院	野澤医院
おおくら皮フ科	佐久長土呂クリニック	のざわ整形外科
岡田医院	さくらこどもクリニック	博愛こばやし眼科
荻原医院	しのはら形成･皮ふクリニック	はせがわ皮ふ科クリニック
木村医院分院	しのはら消化器内科クリニック	フルタクリニック

こすも内科クリニック
小林内科クリニック
小松耳鼻咽喉科クリニック
小山医院
こやまクリニック
斎藤産婦人科医院
坂戸クリニック
佐久心臓血圧クリニック
佐久平エンゼルクリニック
佐久平こころのクリニック
佐久平整形外科クリニック
関口小児科医院
関口内科クリニック
相馬医院
相馬北医院
たかみ耳鼻咽喉科クリニック
たなべ診療所
たむらペインクリニック
つつみハートクリニック
角田医院分院
てらおかクリニック
都甲クリニック
増田医院
まつざきクリニック
三木クリニック
みさと皮フ科クリニック
水嶋クリニック
みらい・そだちクリニック
八千穂クリニック
柳澤クリニック分院
わかば内科クリニック

小諸・北佐久医師会

あさま医院
甘利医院
甘利医院わだ
井田医院
岩下医院
ＵＥＮＯ　ＣＬＩＮＩＣ
うすだ医院
織田醫院中軽井沢診療所
小岩井整形外科
こまつ内科消化器内科クリニック
桜井クリニック
武重医院
鳥山クリニック
花岡レディースクリニック
東小諸クリニック
ひかり医院
発地こころのケアクリニック
宮下内科循環器科クリニック
みよたファミリークリニック
よだ整形外科クリニック

2026年 4月 1日現在（ 医師会別 ・ 50 音順 ）

事業所間の診療記録相互閲覧体制整備について

１．経過、目的

現在、佐久総合病院・浅間南麓こもろ医療センター連携協議会等において、佐久医療圏北部地域の医療提供体制の充実を目的に両事業所の連携強化について検討を進めている。効率的に連携するため電子カルテ等の相互閲覧環境の整備を要する。
自院が取得する個人情報等の取り扱いは法律及び本会諸規程に基づき適正に管理されているが、さらに事業所間の「共同利用」について以下により対応する。

２．個人情報保護法及び本会規程での定め

（１）個人情報保護法
診療録等は病歴を含む「要配慮個人情報」に該当し適切な管理が求められており、「第三者提供」は厳格な規定がある。本ケースは、同一法人内での医療連携を目的とすることから法第27条5項に定める「共同利用」に該当するものとして取り扱う。
（２）長野県厚生連「個人情報取扱規程」
本会では、代表理事理事長を個人情報統括管理者として一体的管理態勢としている。第17条「個人データの共同利用」及び第18条「共同利用についての公表等」に該当するものとして取り扱う。

３．共同利用にあたって必要な対応

（１）通知
情報取得の段階で、得た情報を特定の者との間で共同して利用することを本人に通知する必要がある。
１）通知事項
①個人データの項目
②利用者の範囲
③利用の目的
④管理責任者（病院名、住所、代表者名）
２）通知方法
院内掲示、ホームページ

（２）運用基準類の整備
①利用目的、②閲覧権限者、③閲覧可能範囲、④管理責任者、
⑤ログ監査方法、⑥問題発生時の対応　等